（A ＋B ＋C）×D ／E 又は（A ＋B ＋C）×D ／E ×0.273 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式により算定した額

算式

{a1 ／0.2 ＋（a2 ＋a3）×0.02｝×0.25 ＋｛a4 ／0.2 ＋（a5 ＋a6）×0.02｝×0.00 ＋｛a7 ＋（a8 ＋a9）×0.02｝＋｛a10 ＋（a11 ＋a12）×0.02｝×0.5 ＋｛a13 ／0.8 ＋（a14 ＋a15）×0.02｝＋｛a16 ／0.8 ＋（a17 ＋a18）×0.02｝×0.5 ＋｛a19 ／0.6 ＋（a20 ＋a21）×0.02｝＋｛a22 ／0.6 ＋（a23 ＋a24）×0.02｝×0.5 ＋｛a25 ／0.4 ＋（a26 ＋a27）×0.02｝＋｛a28 ／0.4 ＋（a29 ＋a30）×0.02｝×0.5 ＋｛a31 ／0.2 ＋（a32 ＋a33）×0.02｝＋｛a34 ／0.2 ＋（a35 ＋a36）×0.02｝×0.5 ＋（a37 ＋a38 ×0.02）＋（a39 ＋a40 ×0.02）×0.5

（a2 ＋a3）×0.02、｛a1 ／0.2 ＋（a2 ＋a3）×0.02｝×0.25、（a5 ＋a6）×0.02、（a8 ＋a9）×0.02、（a11 ＋a12）×0.02、｛a10 ＋（a11 ＋a12）×0.02｝×0.5、a13 ／0.8、（a14 ＋a15）×0.02、a16 ／0.8、（a17 ＋a18）×0.02、｛a16 ／0.8 ＋（a17 ＋a18）×0.02｝×0.5、a19 ／0.6、（a20 ＋a21）×0.02、a22 ／0.6、（a23 ＋a24）×0.02、｛a22 ／0.6 ＋（a23 ＋a24）×0.02｝×0.5、a25 ／0.4、（a26 ＋a27）×0.02、a28 ／0.4、（a29 ＋a30）×0.02、｛a28 ／0.4 ＋（a29 ＋a30）×0.02｝×0.5、（a32 ＋a33）×0.02、（a35 ＋a36）×0.02、｛a34 ／0.2 ＋（a35 ＋a36）×0.02｝×0.5、a38 ×0.02、a40 ×0.02、（a39 ＋a40 ×0.02）×0.5 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a1　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a2　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a3　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a4　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a5　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度にお